



# 長野県報

5月30日(木)  
令和元年  
(2019年)  
第8号

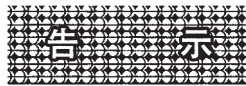
## 目次

### 告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(地域福祉課) .....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課) .....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新(障がい者支援課) .....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(障がい者支援課) .....	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(障がい者支援課) .....	4
国土調査法に基づく令和元年度地籍調査事業計画(農地整備課) .....	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) .....	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	6
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) .....	7

### 公告

特定調達契約に係る落札者の決定(広報県民課) .....	8
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(農地整備課) .....	8
土地改良区の定款変更の認可(3件)(農地整備課) .....	9
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課) .....	9
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) .....	12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課) .....	13
特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許課) .....	13



長野県告示第58号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部 守一

（登録喀痰吸引等事業者 療養介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院 指定療養介護事業所かりん	長野県上田市鹿教湯温泉1777	令和元年5月1日

（登録喀痰吸引等事業者 短期入所）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院 指定療養介護事業所かりん	長野県上田市鹿教湯温泉1777	令和元年5月1日

地域福祉課

長野県告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
アーク調剤薬局 中野店	中野市吉田894-4	平成31年4月1日
ともえ伊賀良薬局	飯田市育良町2-12-1	平成31年4月1日
塩尻ひまわり薬局	塩尻市長畝230-3	平成31年4月1日
巾上ひまわり薬局	松本市巾上10-5	平成31年4月1日
神林薬局	松本市神林1639-6	平成31年4月1日
薬局マツモトキョシ 千曲内川店	千曲市大字内川796-2	平成31年4月1日
みらい薬局	塩尻市広丘吉田3056	平成31年4月1日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	平成31年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	中野市西1丁目5番63号	平成31年4月1日
すみだクリニック	佐久市本新町294-1	平成31年4月1日

長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター	小諸市相生町三丁目3番21号	平成31年4月1日
臼田医院	小諸市大字御影新田2131-11	平成31年4月1日
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1	平成31年4月1日
独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター	上田市緑が丘1-27-21	平成31年4月1日
国民健康保険依田窪病院	小県郡長和町古町2857	平成31年4月1日
上田腎臓クリニック	上田市住吉322	平成31年4月1日
上田透析クリニック	上田市御所674	平成31年4月1日
組合立諏訪中央病院	茅野市玉川4300番地	平成31年4月1日
岡谷市民病院	岡谷市本町四丁目11番33号	平成31年4月1日
諏訪共立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214番地	平成31年4月1日
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	平成31年4月1日
町立辰野病院	上伊那郡辰野町辰野1445番地5	平成31年4月1日
北林歯科医院	伊那市西町5119-12	平成31年4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会下伊那厚生病院	下伊那郡高森町吉田481番地13	平成31年4月1日
輝山会記念病院	飯田市毛賀1707	平成31年4月1日
健和会病院	飯田市鼎中平1936番地	平成31年4月1日
飯田市立病院	飯田市八幡町438番地	平成31年4月1日
飯田病院	飯田市大通1丁目15番地	平成31年4月1日
長野県立木曾病院	木曾郡木曾町福島6613-4	平成31年4月1日
独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	松本市村井町南2丁目20番30号	平成31年4月1日
シーエーティー矯正歯科クリニック	松本市本庄2-8-15	平成31年4月1日
ひろ矯正歯科	塩尻市広丘野村1658-23	平成31年4月1日
塩尻協立病院	塩尻市栈敷437	平成31年4月1日
丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	平成31年4月1日
松塩クリニック透析センター	松本市村井町北1丁目9番78号	平成31年4月1日
松本協立病院	松本市巾上9-26	平成31年4月1日
松本中川病院	松本市野溝西2丁目3番16号	平成31年4月1日
神應透析クリニック	松本市筑摩2丁目17番5号	平成31年4月1日
長野県立こども病院	安曇野市豊科3100	平成31年4月1日
藤森病院	松本市中央2-9-8	平成31年4月1日
柏原クリニック	安曇野市穂高柏原4565番地1	平成31年4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	平成31年4月1日
新生病院	上高井郡小布施町大字小布施851番地	平成31年4月1日
アイ薬局	佐久市中込3639-4	平成31年4月1日
有限会社太陽堂薬局	諏訪市小和田19-10	平成31年4月1日
小山薬局	諏訪市四賀1828	平成31年4月1日
有限会社白馬堂薬局	諏訪市諏訪1-16-1	平成31年4月1日
エイコー堂原田薬局	諏訪市小和田南15-22	平成31年4月1日
岩波薬局	諏訪市高島1-21-23	平成31年4月1日
かりん薬局	諏訪市湖岸通り5-14-12	平成31年4月1日
ミツワ西友薬局	諏訪郡富士見町落合一の沢10061-1	平成31年4月1日
ドレミ薬局	松本市寿南1-23-12	平成31年4月1日
みどりヶ丘薬局	塩尻市広丘郷原1764-26	平成31年4月1日
神科訪問看護ステーション	上田市住吉322	平成31年4月1日

訪問看護ステーションめぐみ	松本市里山辺67-1 うつくしがはら温泉敬老園内2階	平成31年4月1日
訪問看護ステーション希望	上高井郡小布施町大字小布施851番地の4	平成31年4月1日

障がい者支援課

## 長野県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称および所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部守一

## 育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
市立岡谷病院 岡谷市本町四丁目11番33号	岡谷市民病院 岡谷市本町四丁目11番33号	平成31年2月20日
はやし薬局 東筑摩郡山形村5506-17	山形はやし薬局 東筑摩郡山形村5506-17	平成31年4月1日
有限会社門十郎薬局 松本市深志1-5-8	有限会社門十郎薬局 松本市深志1-5-13	平成31年3月1日
訪問看護ステーション希望 上高井郡小布施町大字小布施851番地の5	訪問看護ステーション希望 上高井郡小布施町大字小布施851番地の4	平成31年2月27日

障がい者支援課

## 長野県告示第62号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部守一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	佐久市臼田197	平成31年3月31日
ソーマ野沢北薬局	佐久市野沢下木戸250	平成31年3月31日
こもろ大手薬局	小諸市大手2-1-28	平成31年2月1日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	平成31年3月31日
有限会社毛利薬局	上伊那郡南箕輪村3469-1	平成31年4月30日
塩尻ひまわり薬局	塩尻市長畝230-3	平成31年3月31日
巾上ひまわり薬局	松本市巾上10-5	平成31年3月31日
神林薬局	松本市神林1639-6	平成31年3月31日

障がい者支援課

長野県告示第63号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部 守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里、信州新町日原西、中条住良木、大岡乙の各一部	令和2年3月31日まで
松本市	松本市中川の一部	〃
上田市	上田市上室賀、小泉、長瀬、塩川の各一部	〃
飯田市	飯田市南信濃木沢の一部	〃
須坂市	須坂市大字日滝の一部	〃
小諸市	甲、乙、丁、与良町三丁目、与良町四丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、八幡町二丁目、紺屋町一丁目、紺屋町二丁目、荒町一丁目、荒町二丁目、三和一丁目、相生町一丁目、古城二丁目、古城三丁目、六供二丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、加増一丁目の各一部	〃
伊那市	伊那市御園の一部	〃
駒ヶ根市	駒ヶ根市下平の一部	〃
中野市	中野市大字一本木、竹原、吉田、中野、西一丁目、西二丁目、中央一丁目、三好町一丁目、岩船、西条の各一部	〃
茅野市	茅野市玉川の一部	〃
佐久市	佐久市上小田切の一部	〃
千曲市	千曲市大字戸倉、大字磯部の各一部	〃
南佐久郡川上村	南佐久郡川上村大字秋山の一部	〃
上伊那郡飯島町	上伊那郡飯島町七久保の一部	〃
上伊那郡中川村	上伊那郡中川村大草の一部	〃
上伊那郡宮田村	上伊那郡宮田村南割区、町3区、大田切区の各一部	〃
下伊那郡阿南町	下伊那郡阿南町和合の一部	〃
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村神原の一部	〃
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塩の一部	〃
木曾郡南木曾町	木曾郡南木曾町田立の一部	〃
東筑摩郡麻績村	東筑摩郡麻績村麻、日の各一部	〃
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の一部	〃
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	〃
埴科郡坂城町	埴科郡坂城町大字坂城の一部	〃
上高井郡高山村	上高井郡高山村大字牧、奥山田の各一部	〃
下高井郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町大字寒沢の一部	〃
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字往郷の一部	〃
下高井郡野沢温泉村	下高井郡野沢温泉村大字前坂、東大滝の各一部	〃
上水内郡信濃町	上水内郡信濃町大字富濃、大字古海の各一部	〃
上水内郡飯綱町	上水内郡飯綱町大字赤塩の一部、東柏原の一部	〃
下水内郡栄村	下水内郡栄村大字塚の一部	〃

農地整備課

## 長野県告示第64号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び阿南町役場に備え置きます。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
大村(2)	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	下伊那郡阿南町		新野	2番366 28番4  28番8 27番3	1号 2号、3号 及び4号 5号 6号、7号、 8号及び9号

砂防課

## 長野県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 一部について指定を解除する区域の名称  
取出
- 一部について指定を解除する区域  
松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年6月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年5月30日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義廣

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 152号
- 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡大鹿村大河原1775番の1地先から 下伊那郡大鹿村大河原1775番の1地先まで	旧	6.0~8.4	0.0447
同上	新	6.0~8.4	0.0447

道路管理課

## 長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年6月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年5月30日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義廣

- 路線名 赤石岳公園線
- 供用を開始する区間  
下伊那郡大鹿村大河原2638番の2地先から  
下伊那郡大鹿村大河原3033番の2地先まで
- 供用を開始する期日 令和元年5月30日

道路管理課

選告示第3号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

令和元年5月30日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

第170条第3項中「第5項」を「第8項」に改める。

様式第52号のその2の2中

うち政党等の得票数 (a)	うち各参議院名簿登載者の得票数 (b)
------------------	------------------------

を

うち右記を除く参議院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党の有効投票とみなされた得票数を含む。) (a) = (a1) + (a2)	うち各参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の得票数 (b)
うち各参議院名簿登載者の得票数を除く参議院名簿届出政党等の得票数 (a1)	うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた得票数 (a2)

に、

参議院名簿登載者の氏名
-------------

を

参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の氏名
----------------------------------

に、

各参議院名簿登載者の得票数を除く参議院名簿届出政党等の得票数	(票) × (個)				計を(a)欄に転記
--------------------------------	-----------	--	--	--	-----------

を

番号	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた得票数				備考
		票つづりのもの	端数のもの	あん分のもの	計	
		(票) × (個)				
		(票) × (個)				
		(票) × (個)				
		小計				計を(a2)欄に転記
		各参議院名簿登載者の得票数を除く参議院名簿届出政党等の得票数	(票) × (個)			計を(a1)欄に転記

に改める。

様式第53号のその2中

名簿登載者の氏名	名簿登載者の氏名	特定枠

を

に改め、同その2の備考を備考の1とし、同1の次



に次のように加える。

2 優先的に当選人となるべき候補者については、「特定枠」欄に「該当」と記入すること。

様式第122号のその4中

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	

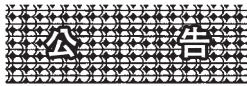
を

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	
3 2 1 (順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者
3 2 1 (順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者
3 2 1 (順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者
3 2 1 (順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者

に改める。

様式122号のその5の備考の1中「第5項」を「第8項」に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
  - (1) 名称 長野県広報誌配布業務
  - (2) 数量 県内全世帯への配布(年2回)
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県企画振興部広報県民課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月9日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社長野県折込広告センター
  - (2) 所在地 長野市大字南長池138番地
- 5 落札金額  
1部当たりの単価 19.30円×108/100
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成31年3月28日

広報県民課

公告

諏訪郡富士見町における県営大平地区大平換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年5月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営大平地区大平換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和元年5月31日から令和元年6月27日まで
- 3 縦覧の場所  
諏訪郡富士見町役場

農地整備課